



2026 年 7 月 14 日

各 位

会社名 三井金属株式会社
代表者名 代表取締役社長 池信 省爾
(コード番号：5706 東証プライム)
お問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
白石 克巳
(TEL. 03-5437-8028)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 14 日（以下「本割当決議日」といいます。）開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株式発行」または「発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2026 年 8 月 7 日
(2) 発行する株式の 種 類 お よ び 数	当社普通株式 4,959 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 35,280 円
(4) 発 行 総 額	174,953,520 円
(5) 株式の割当ての対 象者およびその人 数ならびに割り当 てる株式の数	当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く） 4 名 2,372 株 内 I. 勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬：1,556 株 II. ESG 指標要件型譲渡制限付株式報酬：816 株 当社の監査等委員である取締役および社外取締役 6 名 370 株 内 I. 勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬：370 株 当社の取締役を兼務しない執行役員（フェロー、理事を含む） 15 名 2,217 株 内 I. 勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬：1,569 株 II. ESG 指標要件型譲渡制限付株式報酬：648 株
(6) その他	本新株式発行については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 発行の目的および理由

当社は、2021年6月29日開催の第96期定時株主総会において、当社の社外取締役を除く取締役を対象に譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その後、同制度の改定を経て、現在は当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）および取締役を兼務しない執行役員（フェロー、理事を含む。）を対象に、「勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬」および「ESG指標要件型譲渡制限付株式報酬」（以下、総称して「本制度」といいます。）を導入しております。加えて、本制度のうち、「勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬」については、当社の社外取締役および監査等委員である取締役（以下、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および取締役を兼務しない執行役員（フェロー、理事を含む。）と併せて「対象取締役等」といいます。）も対象としております。

また、2026年6月26日開催の第101期定時株主総会において、本制度に基づき当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して支給する当社の普通株式または金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）の総額および本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は、「勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬」として年額70百万円以内（うち社外取締役分は年10百万円以内）および年20,000株以内（うち社外取締役分は年2,900株以内）、「ESG指標要件型譲渡制限付株式報酬」として年額50百万円以内および年14,300株以内、合わせて年額120百万円以内および年34,300株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とすること、また、2025年6月27日開催の第100期定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役に勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬として支給される当社の普通株式または金銭報酬債権の総額は年額18百万円以内、発行または処分される当社の普通株式の総数は年6,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることとなります。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲および諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計174,953,520円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式4,959株を付与することといたしました。内訳は以下のとおりです。

- I. 勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬：金銭報酬債権123,303,600円、普通株式3,495株
- II. ESG指標要件型譲渡制限付株式報酬：金銭報酬債権51,649,920円、普通株式1,464株

本新株式発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等25名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について割当てを受けることとなります。本新株式発行において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりで。

3. 本割当契約の概要

I. 勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬

（1）譲渡制限期間

2026年8月7日（以下「本払込期日」という。）から当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員（フェロー、理事を含む）または使用人のいずれの地位をも退任または退職した直後の時点または本払込期日の属する事業年度に係る半期報告書が提出された直後の時点のいずれか遅い時点までの間

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役等が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前時（ただし、対象取締役等が取締役を兼務しない執行役員（フェロー、理事を含む）の場合は、本割当決議日の属する年の4月1日から翌年3月31日と読み替える。以下同じとする。）までの期間（以下「本役務提供期間」という。）中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員（フェロー、理事を含む）または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

（3）本役務提供期間中に、対象取締役等が正当な事由により退任または退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員（フェロー、理事を含む）または使用人のいずれの地位をも正当な事由により退任または退職した場合には、対象取締役等の退任または退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任または退職した時点において保有する本割当株式の数に、職務執行開始日を含む月の翌月（ただし、対象取締役等が取締役を兼務しない執行役員（フェロー、理事を含む）の場合は、本割当決議日の属する事業年度の開始日を含む月と読み替える。以下同じとする。）から対象取締役等の退任または退職の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

（4）当社による無償取得

譲渡制限期間満了時点または上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

（6）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

II. ESG指標要件型譲渡制限付株式報酬

（1）譲渡制限期間

本払込期日から当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員（フェロー、理事を含む）または使用人のいずれの地位をも退任または退職した直後の時点または本払込期日の属する事業年度に係る半期報告書が提出された直後の時点のいずれか遅い時点までの間

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役等が本役務提供期間中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員（フェロー、理事を含む）または使用人のいずれかの地位にあったこと、かつ、当社の取締役会から株式報酬決定基準の制定について一任を受けた報酬委員会が予め定めるESG指標（以下「業績目標」という。）を達成したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

（3）本役務提供期間中または本役務提供期間経過後、業績目標の達成が確定する前に、対象取締役等が正当な事由により退任または退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員（フェロー、理事を含む）または使用人のいずれの地位をも正当な事由により退任または退職した場合には、業績目標を達成したことを条件として、対象取締役等の退任または退職の直後の時点または業績目標の達成が確定した直後の時点のいずれか遅い時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任または退職した時点において保有する本割当株式の数に、職務執行開始日を含む月の翌月から対象取締役等の退任または退職の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

（4）当社による無償取得

譲渡制限期間満了時点または上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において、業績目標を達成していることを条件として、保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

（6）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

割当予定先に対する本新株式発行は、本制度に基づく当社の第102期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月13日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である35,280円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上